

## 新型コロナウイルス発生に伴うきっぷの取扱いについて

対象となる乗車券：普通乗車券、ほくほくワンデーパス(使用前の場合に限ります)

### 無手数料払いもどしの取扱い

上記の乗車券については、次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、2020年2月27日午後以降のお申し出に限り、無手数料にて払いもどしをいたします。

- ① 外務省による新型コロナウイルスに関する渡航中止勧告又は退避勧告の発出を事由にご旅行を見合わせるお客さま
- ② 新型コロナウイルス罹患に伴い、旅行を見合わせるお客さま
- ③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期又は規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせるお客さま
- ④ 新型コロナウイルスへの感染防止を事由として旅行を見合わせるお客さま

本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 払いもどし申出日の取扱い

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により外出自粛要請等の措置が採られていることに伴い、上記の乗車券類のうち、次の条件を満たすものについては、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして取扱います※。

- ① 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛を事由とする払いもどしのお申し出であること。
- ② 特措法に基づく緊急事態宣言に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態措置」が実施される期間が乗車券類の有効期間に含まれていること。

※ ②の期間の最終日の翌日から起算して1カ年以内に駅窓口で払いもどしをお受けください。

これにより、上記の乗車券類についてはその有効期間内の経過後であっても、後日払いもどしをお受けになることができます。

## 定期乗車券及び普通回数乗車券の払いもどしについて

### I. 通学定期乗車券(大学生相当を除く)の取扱い

※定期券の有効期間に 2020 年 2 月 28 日を含むもの

#### 払いもどし申出日の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、通学先の小学校・中学校・高校・特別支援学校が休校となった際の通学定期券については、特例により 2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を、最終使用日とみなして 1 ヶ月単位で計算した額を払いもどし (所定の手数料がかかります) いたします。ただし、それ以降に当該通学定期券を使用した場合は対象外となります。

この取扱いは緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から 1 年以内であればお受けいただくことが可能です。なお、進級により 4 月以降に有効な定期券をあらためて購入されるお客さまは、新たな定期券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いをあわせてお手続きいたしますので、当該通学定期券と通学定期券用購入兼用証明書又は学年(在学期間)が確認できる学生証をご持参のうえ、駅窓口にお申し出ください。

#### 定期券の払いもどし額の計算方法

2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。

- ① 最終登校日(例:2/28)以降、定期券の残りの有効期間が 1 ヶ月未満の場合  
⇒ 払いもどし額はありません。
- ② 最終登校日(例:2/28)以降、定期券の残りの有効期間が 1 ヶ月以上ある場合  
⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

**払いもどし額 = 所定の定期運賃 - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円**

**【使用済み月数に相当する定期運賃】**

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路それぞれ 1 ヶ月または 3 ヶ月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1 ヶ月未満の日数は、1 ヶ月使用したものとして計算します。

使用した月数	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4 ヶ月	5 ヶ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 ヶ月	1 ヶ月×2	3 ヶ月	1 ヶ月+3 ヶ月	1 ヶ月×2+3 ヶ月

## Ⅱ. 通勤定期乗車券又はⅠ以外の通学定期乗車券の取扱い

### 払いもどし申出日の取扱い

2020年4月7日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、通勤定期券又は大学生相当の通学定期券及びⅠ. 以外の通学定期券を払いもどされるお客さまについては、2020年4月8日以降当該定期券をご利用になっていない場合、特例により次に掲げるうち該当する日にお申し出をされたものとみなして、1カ月単位で計算した額（当該定期券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。

ただし、当該日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出されたものとみなして取り扱います。緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から1カ年以内であればお受けいただくことが可能です。

#### 【定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日】

- ① 2020年4月7日以前に有効開始となる定期券の場合

2020年4月7日

※ ただし、2020年4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日

- ② 2020年4月8日以降に有効開始となる定期券の場合

定期券が未使用の場合 …当該定期券の有効開始日の前日

定期券を既に使用した場合…当該定期券を最後に使用した日

## Ⅲ. 普通回数乗車券の取扱い

### 払いもどし申出日の取扱い

2020年4月7日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、普通回数乗車券を払いもどされるお客さまについては、未使用の場合に限り、所定の手数料を差し引いて払いもどしいたします。このとき、当該回数乗車券の有効期間を経過した場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、払いもどしをいたします。

## 新年度における通学証明書等の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校の休校期間が延長されているほか、2020年4月7日に緊急事態宣言が発出されたことにより通学が制限されていること等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。

- ① 新年度に有効な通学証明書の発行もしくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新又は有効期間の延長を受けていない場合
- ② すでに交付を受けた通学証明書の有効期間が満了した場合

学生証及び通学定期乗車券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。

ご不明な点は、十日町駅（025-752-0770）にお問い合わせください。